



すること) に関すること。

(2)       スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。

(3)       スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

(4)       スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。

(5)       スマートインターチェンジの管理・運営方針に関すること。

(6) スマートインターチェンジの利用促進方策に関すること。

(7) 広域的検討結果の反映に関すること。

(8) その他      スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(フォローアップ)

第4条 フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要

すること) に関すること。

(2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。

(3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

(4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。

(5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方針に関すること。

(6) 広域的検討結果の反映に関すること。

(7) その他当該スマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。



(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、矢板市建設部建設課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定めることができるものとする。

(その他)

第10条 略

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月19日から施行する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、矢板市\_\_\_\_\_建設課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 略

附 則

この会則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年2月25日から施行する。

別表第1（第5条関係）

所属・役職等

矢板市長

国土交通省 関東地方整備局 道路部

道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮

国道事務所長

東日本高速道路株式会社 関東支社

総合企画部 総合企画課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

管理事業部 管理事業統括課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

宇都宮管理事務所長

栃木県 県土整備部 交通政策課長

栃木県 県土整備部 矢板土木事務所

長

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

長

栃木県警察本部 交通部 高速道路交

通警察隊長

栃木県 矢板警察署長

矢板市 建設部 建設課長

別表\_\_1（第4条関係）

所属・役職等

矢板市長

国土交通省 関東地方整備局 道路部

道路計画第二課長

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮

国道事務所長

東日本高速道路株式会社 関東支社

総合企画部 総合企画課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

管理事業部 管理事業統括課長

東日本高速道路株式会社 関東支社

那須管理事務所長

栃木県 県土整備部 交通政策課長

栃木県 県土整備部 矢板土木事務所

長

栃木県警察本部 交通部 交通規制課

長

栃木県警察本部 交通部 高速道路交

通警察隊長

栃木県 矢板警察署長

矢板市 \_\_\_\_\_ 建設課長